

小樽市告示第160号
平成26年5月30日

小樽市廃棄物最終処分場管理運営等業務及び旧小樽市廃棄物処理場汚水処理施設管理運営業務に係る公募型指名競争入札の公募内容を次のとおり公告します。

小樽市長 中松 義治

1 委託業務

- (1) 業務名 小樽市廃棄物最終処分場管理運営等業務(管理運営業務、埋立業務、排水処理施設管理運営業務、計量等業務、除排雪業務)及び旧小樽市廃棄物処理場汚水処理施設管理運営業務
- (2) 業務場所 小樽市廃棄物最終処分場(以下「最終処分場」という。)
小樽市桃内2丁目113番地4及び9番地1
旧小樽市廃棄物処理場汚水処理施設(以下「処理場」という。)
小樽市塩谷4丁目5番地
- (3) 業務概要 別記のとおり
- (4) 業務期間 平成26年8月3日(日)から平成27年3月31日(火)まで。

2 応募に必要な要件

応募しようとする者(以下、「応募者」という。)は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 法人にあつては、小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町又は赤井川村(以下「小樽市ほか5町村」という。)内に本社・支店又は営業所(以下「本社等」という。)を有し、個人にあつては、小樽市ほか5町村内に住所を有し、かつ事業活動を1年以上行っていること。
- (2) 受託業務を遂行するに足りる車両機材(借り上げを含む)、人員及び財政的基盤を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する従事者が確保されていること。
- (3) 最終処分場の浸出水処理施設(接触ばっ気(脱窒処理含む)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着処理)と同等の機能を有する施設の管理運転業務(簡易な水質分析業務を含む)に、2年以上従事した経験を有する従事者又は下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3各号に定めるいずれかの経験等を有する従事者が確保されていること。
- (4) 応募者が下記のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当する者
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当する者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者
- (5) 応募者が自ら業務を実施するものであること。ただし、業務を一時的に委託

する等の場合で、小樽市が認めるものについてはこの限りではない。

- (6) 最終処分場の施設及び設備の操作並びに管理等を行うために必要な下記に掲げる資格等を有する者が確保されていること。なお、当該資格者等は契約日から2週間以内に業務に従事させることができること。車両機材についても同様とする。
- ア 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例（以下「廃棄物処理条例」という。）第15条の2各号に規定する資格のいずれかを有する者
 - イ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（第2種酸素欠乏危険作業主任者）
 - ウ 特定化学物質等作業主任者
 - エ 危険物取扱者（乙種第4類）
 - オ 業務に使用する車両の運転免許保持者（別記「業務概要」8「主要重機等」参照）
 - カ 車両系建設機械運転技能講習修了者（別記「業務概要」8「主要重機等」参照）
 - キ その他業務の遂行に必要な資格等を有する者
- (7) 小樽市税に滞納がない者であること。なお、小樽市内に本社等が所在しない場合は、本社所在地の市町村税に滞納がない者とする。
- (8) 消費税及び地方消費税に滞納がない者であること。
- (9) 小樽市ほか5町村の各市町村が定める競争入札参加資格者指名停止措置を、本公告日から本業務の開札日までの間に受けていないこと。
- (10) 相互に資本関係又は人的関係のある者が、同一の入札に同時に参加していないこと。

3 応募要領

- (1) 応募者は、公募型指名競争入札参加資格審査申請書（以下、「審査申請書」という。（様式第1号））に下記の書類を添付し、持参すること。
- ア 応募者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本（応募日前3か月以内に発行されたものに限る。）並びに会社概要、個人である場合には住民票の写し及び身分証明書（いずれも応募日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - イ 応募者が法人である場合には直前年度における貸借対照表及び損益計算書、個人の場合には資産に関する調書（様式第2号）
 - ウ 応募者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類（誓約書（様式第3号））
 - エ 暴力団又は暴力団関係事業者該当しない旨を記載した書類（誓約書（様式第4号））
 - オ 応募者が業務を自ら受託して遂行するに足りる人員及び車両機材（借り上げを含む）を有することを証する書類。（業務従事予定者名簿（様式第5号）及び車両機材一覧（様式第6号））
 - カ 業務に従事させる技術管理者が廃棄物処理条例第15条の2第1号にあつてはその資格を証する書類、第2号及び第3号にあつてはその経歴を証する書類又は資格を証する書類、第4号から第11号にあつては経歴を証する書類
 - キ 「2 応募に必要な要件（3）」にあつてはその経歴を証する書類又は資格を証する書類
 - ク 「2 応募に必要な要件（6）イからキまで」に掲げる資格の有資格者名簿及びその資格証明書の写し
※オ、カ及びキは、配置予定有資格者名簿（様式第7号）を参照
 - ケ 小樽市税（小樽市内に本社等が所在しない場合は、本社所在地の市町村税）に

係る滞納がないことを証する書類（様式第8号）（応募日前1か月以内に発行されたものに限る。）なお、様式第8号にかかわらず、本社所在地の市町村が定める様式の証明書により当該市町村税の滞納がないことを証することができる場合は、当該証明書によることができる。

コ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（税務署備付け—その3・未納税額のないこと用）（応募日前3か月以内に発行されたものに限る。）

サ 資本関係又は人的関係のある関連会社の有無に関する書類（様式第9号）

(2) 受付期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月26日（木）までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時20分まで

(3) 現地説明会

6月12日（木）に現地説明会を実施するので、当日午前9時までに最終処分場管理棟へ参集すること。（桃内2丁目113番4）

(4) 審査申請書の提出先（郵送等によるものは受け付けない。）

小樽市生活環境部管理課庶務係

小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館4階

電話 代表32-4111 内線321

4 指名業者の決定

(1) 審査申請書及び添付書類についてのヒアリングを審査申請書の締め切り後の6月27日（金）に実施する。（詳細は別途連絡）

(2) ヒアリング後、審査申請書及び添付書類の審査を経て入札参加の指名業者を決定する。

(3) 指名業者に決定した者に対しては、後日入札通知書を交付する。なお、入札の際は、小樽市契約規則（平成8年小樽市規則第27号）第12条で準用する第3条第1項第1号の規定による入札保証金の納付が必要となる。

(4) 応募のために必要な資料の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

(5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の記載があるときは、入札に参加することができない。

5 その他

(1) やむを得ない事情により入札を取りやめる場合がある。

(2) この入札結果は、速やかに生活環境部管理課及び小樽市ホームページで公表するものとする。

(3) 資格審査申請書に記載された事項は、応募者の許可なく無断で使用することはしない。

(4) 落札者は、業務期間中、最終処分場における北海道循環資源促進税特別徴収義務者の指定を受けることとなる。

業務概要

- 1 小樽市廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）管理運営業務
 - (1) 敷地内及び周辺の監視並びに清掃、除草、除排雪及び飛散ごみの収集等環境整備
 - (2) 建物、設備、機器及び機材等の保守点検並びに維持管理（簡易な補修を含む。）
 - (3) 最終処分場内の管理用道路の維持管理（簡易な補修を含む。）
 - (4) 搬入廃棄物の監視及び指導
 - (5) 業務の記録、統計及び報告
 - (6) 地元住民等の苦情受付及び調整並びに処理

- 2 最終処分場埋立業務
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号及び第6条第1項第3号の規定による廃棄物の埋立処分
 - (2) 廃棄物の搬入・埋立処分に係る施設（搬入路及び簡易搬入路、廃棄物投棄場所、車両回転場、覆土材堆積場及びそれらに付随する設備などを含む。）の整備及び維持管理（簡易な補修を含む。）
 - (3) 覆土材等の管理及び埋立地への運搬
 - (4) 浸出水遮水設備の常時監視及び保守点検管理
 - (5) 北しりべし廃棄物処理広域連合が管理するごみ焼却施設で発生する焼却灰、灰溶融スラグ等の埋立地への運搬
 - (6) 害虫駆除及びごみの飛散防止対策

- 3 最終処分場排水処理施設管理運営業務
 - (1) 排水処理施設（浸出水処理施設、浸出水調整池及び雨水調整池を含む）の保守点検及び整備（簡易な補修を含む。）
 - (2) 浸出水処理施設の運転管理及び浸出水の生物・化学的処理
 - (3) 余剰・濃縮汚泥の脱水処理及び埋立地への運搬
 - (4) 浸出水処理に伴う簡易な水質検査
 - (5) 浸出水処理施設内にあるポンプ・モーター等の機器の点検及び整備（簡易な補修を含む。）
 - (6) 浸出水調整池内の堆積物の浚渫・運搬及び清掃

- 4 最終処分場計量等業務
 - (1) 搬入廃棄物等の計量
 - (2) 産業廃棄物管理票の処理
 - (3) 搬入廃棄物等についての統計及び記録
 - (4) 計量機器の点検及び清掃

- 5 最終処分場除排雪業務
 - (1) 最終処分場内の管理用道路、搬入路及び簡易搬入路、廃棄物投棄場所並びに車両回転場の除雪
 - (2) 仮置場に集積された雪の排雪
 - (3) 埋立地内に堆積した雪の埋立地外への排除

- 6 旧小樽市廃棄物処理場汚水処理施設管理運営業務
 - (1) 汚水処理施設（浸出水調整池を含む。）の保守点検等（簡易な補修を含む。）

- (2) 汚水処理施設の運転管理及び浸出水の生物・化学的処理
- (3) 余剰・濃縮汚泥の処理
- (4) 汚水処理に伴う水質検査
- (5) 定期的及び臨時に行う水質検査のための採水

7 その他

前各項の業務に付随する一切の業務

8 主要重機等

業務に使用する主な重機は、以下のとおりである。

- (1) ブルドーザ (湿地 20 t 級) 1 台
- (2) バックホウ (クローラ型 山積み 0.8 m³) 1 台
- (3) バックホウ (クローラ型 山積み 0.45 m³) 1 台
- (4) タイヤドーザ (1.5～1.7 m³) 1 台
- (5) 汚泥運搬用ダンプトラック (4 t) 1 台
- (6) 土砂運搬用ダンプトラック (10 t) 1 台
- (7) 連絡用自動車
(機器の運搬もできること) (1,500 cc 以上) 1 台

9 最終処分場の概要

- (1) 施設の名称・種類 廃棄物最終処分場(一般廃棄物最終処分場)
- (2) 所在地 小樽市桃内 2 丁目 1 1 3 番地 4
(排水処理施設：桃内 2 丁目 9 番地 1)
- (3) 敷地面積 594,000 m²
- (4) 施設面積 233,000 m²
- (5) 埋立地面積 104,000 m²
- (6) 埋立容量 941,000 m³ (年間埋立量約 20,000 m³)
- (7) 埋立期間 平成 12 年度～平成 27 年度 (計画)
※平成 23 年実測結果による推定年数
平成 12 年度～平成 31 年度
- (8) 受入対象区域 小樽市内 243.65 k m²
- (9) 埋立対象物
 - ①一般廃棄物(生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物)
 - ②産業廃棄物(燃え殻、汚泥、動植物性残さ、鉋さい、ばいじん)
 - ③覆土用土砂 公共工事で排出されたもの
- (10) 埋立構造 準好気性埋立 (サンドイッチ型山間層状埋立方式)
- (11) 浸出水処理方法
生物処理(接触ばっき方式)、窒素除去処理 (休止中)、
凝集沈殿、高度処理(砂ろ過、活性炭吸着)、滅菌
- (12) 浸出水処理能力 500 m³/日
- (13) 浸出水調整池容量 17,500 m³ (鉄筋コンクリート構造) (5,500 m²)
- (14) 主要設備
流出防止堰堤、遮水設備、雨水等集排水設備、雨水調整池、浸出水集排水設備
浸出水調整池、浸出水処理施設、構内道路、飛散防止施設、計量設備
ガス抜き設備、防火設備、その他附帯設備